

伊勢原市 パートナーシップ 宣誓制度



お問い合わせ

伊勢原市市民生活部人権・広聴相談課人権・男女共同参画推進係

TEL:0463-94-4716(直通) E-mail:jinken@isehara-city.jp



パートナーシップ宣誓制度とは

伊勢原市人権施策推進指針(改定版)における人権を尊重するまちづくりの基本理念に基づき、同性・異性を問わず、パートナーシップのある2人が、お互いを人生のパートナーであると宣誓し、宣誓したことに対し、市が宣誓書受領証などを交付するものです◇法的な効力は発生しませんが、さまざまな生きづらさを感じている方の悩みを少しでも軽減し、周囲の方の理解が深まることを期待しています

宣誓することができる人

- ◆成年(18歳)に達していること
- ◆次のいずれかに該当すること(原則、同居していること)
 1. 双方が市内の同一住所に居住していること
 2. 一方が市内に住所があり、他方が宣誓後3か月以内に市内の同一住所への転入を予定していること
 3. 双方が市内に住所があり、宣誓後3か月以内に市内の同一住所へ転居を予定していること
- ◆現に婚姻していないこと
- ◆現に宣誓する相手以外の者とパートナーシップの関係にないこと
- ◆宣誓する相手が近親者(民法の規定により、直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族で婚姻をすることができない関係)でないこと※本人同士が養子縁組している場合を除く



パートナーシップ宣誓の流れ

予約の受付開始日は
令和5年6月5日(月)

パートナーシップ宣誓日の予約

2人の氏名(ふりがな。通称名を使用する場合は、戸籍上の氏名を併記)、電話番号、希望日時(平日のみ、午前9時～正午、午後1時～4時)を明記し、電子メール(Mjinken@isehara-city.jp)、または電話(T0463-94-4716)か直接市役所1階の人権・広聴相談課でお申し込みください◇直接窓口に来庁される場合は月曜日～金曜日(休日、年末年始を除く)の午前8時30分～午後5時までにお越しください



パートナーシップ宣誓日(当日)

1. 予約した日時に必要書類を持参し、2人で来庁する
2. 市職員の面前で、2人でパートナーシップ宣誓書などに記入署名し提出する
3. 提出書類と宣誓書裏面の確認書により要件確認を、提示書類により本人確認を行う

必要書類

- ◆住民票の写し、または住民票記載事項証明書(宣誓日以前3か月以内に交付されたもの)
- ◆独身であることの確認書類(戸籍抄本など。ただし、宣誓日以前3か月以内に交付されたもの)
- ◆本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)
- ◆通称名を使う場合は、使用を確認できる書類(郵便物など)



パートナーシップ宣誓書受領証などの交付

書類の不備がなければ、宣誓書の写しを添えて「パートナーシップ宣誓書受領証」と「パートナーシップ宣誓書受領証カード」を交付します。なお、受領証などの交付には、時間がかかりますので、あらかじめご了承ください◇受領証カードは希望者のみに交付します



第 年 月 日 号

パートナーシップ宣誓書受領証カード

伊勢原市パートナーシップの宣誓に関する取扱要綱に基づき、パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

本人	パートナー
氏名	氏名
生年月日	生年月日
年 月 日	年 月 日
(宣誓日 年 月 日)	
伊勢原市長	

このカードは、お互いを人生のパートナーとして対等な立場で相互に責任を持って協力し合い、継続的な共同生活を行うことを約束した関係を宣誓されたことに対し、伊勢原市として証するものです。
法的な効力はありませんが、このカードの提示を受けた方は、本制度の趣旨を御理解くださいますよう、お願いいたします。

戸籍上の氏名等(通称名を使用している場合)

本人	パートナー
----	-------

【緊急連絡先】(記入は自由です)

私本人が急病や怪我等で万が一の場合、パートナーへ連絡してください。

パートナー	本人
連絡先	自署

パートナーシップ宣誓書受領証カードのイメージ(左上が表面、右上が裏面)



市民・事業者などの皆さまへのお願い



本制度は法律上の効果(婚姻や親族関係の形成、相続、税金の控除など)が生じるものではありませんが、伊勢原市としては宣誓されたお二人のパートナーシップの関係を尊重し、事業者や関係団体と連携しながら誰もが暮らしやすいまちづくりを進めていきたいと考えています。このような趣旨をご理解いただき、本制度の推進にご協力くださいますようお願いいたします。